

(仮訳)

プレス・リリース

2016年8月16日  
BIS 決済・市場インフラ委員会  
証券監督者国際機構

CCP に対する規制上のアジェンダ (regulatory agenda) の進捗に向けた  
CPMI-IOSCO による報告書

本日、BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI) と証券監督者国際機構 (IOSCO) が公表した報告書は、清算機関 (CCP) の強靱性を強化することを目的とするものであり、金融危機以降に策定された CCP に対する規制上のアジェンダの完成に向けた重要な取り組みである。

CPMI 議長である Benoît Coeuré は、「CCP の安全性および強靱性の確保は、G20 における重要な優先作業事項であり、これらの報告書の公表は G20 議長国である中国が設定した主な目標を実現するものである」とコメントしている。

また、IOSCO 議長である Ashley Alder は、「デフォルトリスクはグローバルな金融市場から完全に除去できるわけではない。しかし、財務的なバッファおよびリスクコントロールを強化するための強固ではあるがバランスの取れたアプローチをとることにより、CCP メンバーのデフォルトによる潜在的なシステムリスクを可能な限り限定的にすることができる」とコメントしている。

第1の報告書「[『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング \(デリバティブ CCP10 先の金融リスク管理および再建実務に関するレベル3 評価報告書\)](#)」は、金融リスク管理や再建実務 (清算参加者のデフォルト時における手順) などを業界向けに定めた重要な基準である「[金融市場インフラのための原則](#)」(FMI 原則) に焦点を当てている。

同報告書は、選出されたデリバティブ CCP を対象に、FMI 原則に沿った適用状況の進捗についての評価を行い、当該 CCP が FMI 原則との整合性を取るにあたり重要かつ意義のある進捗がみられたことを確認した。しかしながら、とりわけ再建計画や信用リスク・流動性リスク管理の分野において、FMI 原則との乖離や適用不足がいくつかみられた。また同報告書では、CCP 間における FMI 原則の適用状況にその他の相違がみられた点も確認されている。これらは、CCP における FMI 原則の解釈や適用に向けたアプローチの違いを示し

ており、CCP の強靭性に大きな影響を及ぼし得るものである。法域を超えた公平な競争条件の達成については、本日公表の FMI 原則に関する追加ガイダンスの市中協議報告書（下記参照）が一助となろう。

今後、CPMI および IOSCO では、2017 年中に、同報告書で確認された最も重要な事項への CCP の対応状況に関するフォローアップ点検を行う予定である。

市中協議報告書「[CCP の強靭性および再建：金融市場インフラのための原則に関する追加ガイダンス](#)」では、CCP における強靭性と再建計画をより改善するため、FMI 原則の重要項目を如何に適用していくべきかについての詳細な記述がなされている。

とりわけ、同報告書では、CCP における金融リスク管理の枠組みに関する以下の重要な事項についてガイダンスを提供している。すなわち、(i) CCP の金融リスク管理の枠組みに関するガバナンスとディスクロージャー、(ii) 信用リスク・流動性リスクのストレステスト、(iii) 財務資源のカバレッジ、(iv) 証拠金、(v) 損失に対する CCP の自己資源拠出、(vi) 再建計画である。

同報告書に含まれるガイダンスは、最終化された時点で、関連当局が CCP の規制・監督・オーバーサイトを利用することが想定されている。また、同ガイダンスは、金融安定理事会（FSB）・CPMI・IOSCO・バーゼル銀行監督委員会による CCP 作業計画において特定された強靭性と再建に係る優先作業事項のいくつかについて対応するものである。FSB が本日公表した「[CCP の破綻処理計画に関する主要な論点（ディスカッション・ノート）](#)」も、CCP 作業計画におけるその他の優先作業事項について対処するものである。

同報告書におけるガイダンスに対するコメントは、2016 年 10 月 18 日までに提出されたい。[市中協議報告書のカバーノート](#)も入手可能である。

（注記）

1. BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）は、支払・清算・決済、その他の仕組みの安全性と効率性を促進している。そして、これを通じて、金融の安定および経済全体を支援している。CPMI 事務局は、国際決済銀行（BIS）内に置かれている。CPMI に関する情報および CPMI の公表物は、[BIS のウェブサイト](#)より入手可能である。
2. [IOSCO](#) は、証券監督当局のための国際政策フォーラムであり、また同機構は、証券監督に係る国際基準主体として認識されている。同機構のメンバーは、115 地域以上、また

世界の 95%以上の証券市場において監督を実施している。

3. 両委員会（CPMI および IOSCO）とも、[金融安定理事会（FSB）](#)により国際基準設定主体として承認されている。
4. FSB は 2011 年 10 月、G20 金融改革の実施状況に関するモニタリングおよび報告のための協調の枠組みを確立した。この枠組みでは、特に、基準設定主体が、各々の国における実施状況の進捗に関するモニタリングおよび報告に対して責任を負うことを想定している。
5. 2012 年 4 月の CPSS-IOSCO 「[金融市場インフラのための原則](#)」は、[BIS](#) および [IOSCO](#) より入手可能である。
6. 完全、適時かつ整合的な FMI 原則の実施は、FMI の安全性、健全性および効率性を確保するための基礎であり、グローバルな金融システムの頑健性を支えるものである。加えて、FMI 原則は、全ての店頭デリバティブ取引は取引情報蓄積機関へ報告されるべきであり、全ての標準化された店頭デリバティブ取引は中央清算されるべきであるという G20 のマニフェストにおいて重要な役割を果たすものである。グローバルな中央清算義務は、とりわけデリバティブの CCP に対する強固なセーフガードおよび整合的なオーバーサイトの重要性を強化する。CPMI と IOSCO のメンバーは、G20 および FSB の期待に沿って、FMI 原則に含まれる原則および責務を採用することにコミットしている。
7. CPMI および IOSCO は、FMI 原則の実施状況を 3 段階でモニタリングしている。すなわち、実施プロセスのステータスの評価に関するレベル 1、実施された枠組みの完全性と FMI 原則との整合性の評価に関するレベル 2、および実施された枠組みが整合的な結果に繋がっているかの評価に関するレベル 3 である。  
レベル 3 評価の主な目標は、全てのステークホルダー（市場参加者および幅広い関係者を含む）に対し、FMI が如何に FMI 原則を適用しているかの情報を提供することである。重要な点として、レベル 3 評価は他の FMI との比較分析評価であり、監督上の評価ではない。したがって、レベル 3 報告書における焦点は、個別の CCP ではなく CCP 全体を通じて、FMI 原則における諸原則および考慮事項（key considerations）が整合的に適用されているかどうかという点である。  
CPMI および IOSCO による FMI 原則の実施状況のモニタリングに関する詳細（公表済みのレベル 1・2 評価報告書を含む）は、[こちら](#)を参照。